

登録申請の際に添付する誓約書に変更ありましたので以下をご参照ください。  
適用は規則の施行と同日となります。

様式は今後も変更の生じることがあります。

(A4)

別紙様式5

誓 約 書

年 月 日

(外 務 員) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
生 年 月 日 \_\_\_\_\_  
(登録申請者) 商 号 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

上記外務員 \_\_\_\_\_ は、外務行為を行わせることが適当であること及び  
下記に該当しないことを誓約します。

記

1. 金融商品取引法（以下「法」という。）第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからりまでに掲げる者
2. 法第 64 条の 5 第 1 項（同法第 66 条の 25 及び金融サービスの提供に関する法律（以下「金サ法」という。）第 77 条において準用する場合を含む。）の規定により外務員（法第 66 条の 25 において準用する法第 64 条第 1 項に規定する外務員及び金サ法第 75 条第 1 項に規定する外務員を含む。以下同じ。）の登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者
3. 登録申請者以外の金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者
4. 法第 66 条の登録を受けている者又は金サ法第 12 条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者

以 上

(A4)

別紙様式5の2

誓 約 書

年 月 日

(登録申請者) 商 号 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

別添に記載した外務員（合計 \_\_\_\_\_ 名）は、本人に外務行為を行わせることが適当であること及び下記に該当しないことを誓約します。

記

1. 金融商品取引法（以下「法」という。）第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでに掲げる者
2. 法第 64 条の 5 第 1 項（同法第 66 条の 25 及び金融サービスの提供に関する法律（以下「金サ法」という。）第 77 条において準用する場合を含む。）の規定により外務員（法第 66 条の 25 において準用する法第 64 条第 1 項に規定する外務員及び金サ法第 75 条第 1 項に規定する外務員を含む。以下同じ。）の登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者
3. 登録申請者以外の金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者
4. 法第 66 条の登録を受けている者又は金サ法第 12 条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者

以 上

No.	氏 名	生年月日
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

(注) 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面 (No. 21以降の番号を付した  
もの) に追加記載して、その書面を添付すること。  
なお、各書面に記載する外務員の数は問わない。

(A4)

別紙様式5の3

誓 約 書

年 月 日

(外 務 員) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日

私は、下記に該当しないことを誓約します。

記

1. 金融商品取引法（以下「法」という。）第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでに掲げる者
2. 法第 64 条の 5 第 1 項（同法第 66 条の 25 及び金融サービスの提供に関する法律（以下「金サ法」という。）第 77 条において準用する場合を含む。）の規定により外務員（法第 66 条の 25 において準用する法第 64 条第 1 項に規定する外務員及び金サ法第 75 条第 1 項に規定する外務員を含む。以下同じ。）の登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者
3. 登録申請者以外の金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者
4. 法第 66 条の登録を受けている者又は金サ法第 12 条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者

以 上

(A 4)

別紙様式 5 の 4

誓 約 書

年 月 日

下の表に列挙した外務員は、当該外務員が下記に該当しないことを誓約します。

記

1. 金融商品取引法（以下「法」という。）第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでに掲げる者
2. 法第 64 条の 5 第 1 項（同法第 66 条の 25 及び金融サービスの提供に関する法律（以下「金サ法」という。）第 77 条において準用する場合を含む。）の規定により外務員（法第 66 条の 25 において準用する法第 64 条第 1 項に規定する外務員及び金サ法第 75 条第 1 項に規定する外務員を含む。以下同じ。）の登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者
3. 登録申請者以外の金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者
4. 法第 66 条の登録を受けている者又は金サ法第 12 条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者

No.	氏 名	生年月日	印
1			
2			

3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(注) 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面（No. 11以降の番号を付したものに追加記載して、その書面を添付すること。  
なお、各書面に記載する外務員の数は問わない。